

# 第5 局事業を取り巻く状況変化への対応

## 1 電力需給ひっ迫への対応

### (1) 電力需給ひっ迫の経緯

当局は、お客さまに水道水をお届けする過程で、都内で使用される電力量の約1%に相当する約8億kWhの電力を消費しており、当局の事業運営において、電力確保は必要不可欠な要素である。

そうした中、令和4年2月頃から発生したロシア・ウクライナ情勢により原油や天然ガス等の供給不安が生じ、発電に必要な燃料の調達リスクが増加している。

また、地震等の自然災害による大規模な発電所の一時的な停止や想定を上回る気温の低下による電力需要の増大により、電力の需給ひっ迫を引き起こすことになった。

実際に、東京電力管内では、令和4年3月21日、初めて電力需給ひっ迫警報※1が発令された。さらに、令和4年6月27日には、夏の猛暑によるエアコンの使用増により、電力需給ひっ迫注意報※2が発令され、ひっ迫状況は令和4年6月30日まで継続した。

### (2) 東京都の取組

東京都では、エネルギー危機等の社会構造変化への対応やその先の脱炭素化に向け、全庁一丸となってその取組を加速化するため、「エネルギー等対策本部」を令和4年5月24日に設置した。

また、目の前の電力需給ひっ迫に対応するとともに、脱炭素化に向けた取組を一層強化するため、電力に関して、「H：減らす」、「T：創る」、「T：蓄める」の3つの切り口で家庭や企業の対策を促す「HTT」の取組を推進し、確実な電力確保に向け、都庁一丸となって率先行動を実施している。

### (3) 水道局の取組

都全体の状況を踏まえ、当局においても、「HTT」に資する取組を推進することとした。具体的には、従来の電力・エネルギー施策に加え、安定給水の確保を前提とした上で、局有施設の例外的な運用を行い、対応を強化することで、電力需給がひっ迫する時間帯の

電力需要の低減を図ることとしている。

令和4年夏季の電力需給ひっ迫時には、事務所における節電対策のほか、以下の取組を実施した。

#### 【令和4年夏季の電力需給ひっ迫時の対応】

- ・主要送水幹線での電力使用のピークシフト
- ・原水連絡ポンプの運転抑制
- ・常用発電設備の増強運転

また、結果として、令和4年冬季には電力需給ひっ迫警報、電力需給ひっ迫注意報は発令されなかつたが、引き続き予想される電力需給ひっ迫に備えるとともに、平常時の電力の安定確保に資するため、以下の取組を進めている。

#### 【令和4年度中に完了した取組】

- ・三園浄水場における電力事業者への電力提供（逆潮流）体制の整備※3

#### 【進行中の取組】

- ・研修・開発センター屋上部への太陽光発電設備設置
- ・ソーラーカーポート（SCP）の設置
- ・東村山浄水場への蓄電池設置※3

※1 計画停電や大規模停電を防ぐことを目的とし、電力供給の余力を表す予備率が3%を下回る見通しとなった場合、資源エネルギー庁から発令される警報

※2 計画停電や大規模停電を防ぐことを目的とし、電力供給の余力を表す予備率が5～3%の見通しとなった場合、資源エネルギー庁から発令される注意報

※3 一般会計が施設整備に必要な経費の一部を負担